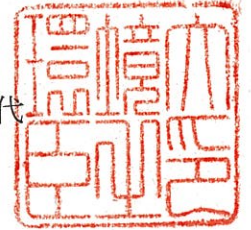


諮問第439号
環水大土発第1606271号
平成28年6月24日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
大塚 珠代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

2 - [(RS) - 4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル] - 5-メトキシメチルニコチン酸アンモニウム (別名イマザモックスアンモニウム塩)

ナトリウム = (Z) - 9-オクタデセノアート (別名オレイン酸ナトリウム)

5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3 (2H) -オン (別名クロリダゾン又はPAC)

シアン酸ナトリウム (別名シアン酸ナトリウム)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1 - (3-クロロ-2-ピリジル) - 6' - {[(1RS) - 1-シクロプロピルエチル] カルバモイル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

6-クロロ-N², N⁴-ジエチル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン (別名シマジン又はCAT)

2 - [8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4 - (4-メトキシフェニル) - 3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

1 - (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) - 3 - (3-トリフルオロメチル-2-ピリジルスルホニル) 尿素 (別名フラザスルフロン)

5-ジプロピルアミノ- α , α , α -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-*o*-トルイジン (別名プロジアミン)

6-ヒドロキシ-2H-ピリダジン-3-オンカリウム塩 (別名マレイン酸ヒドラジドカリウム)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム (別名MCPAイソプロピルアミン塩)、4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸エチル (別名MCPAエチル) 及び4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸ナトリウム (別名MCPAナトリウム塩)

(別紙2)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4, 5-ジヒドロ-3-イソプロピル-5-オキシ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名アミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS, 4SR, 9RS)-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1, 4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミド及び2ant-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS, 4SR, 9SR)-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1, 4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物 (別名イソピラザム)

(RS)-1-{1-エチル-4-[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-o-トルオイル]-1H-ピラゾール-5-イルオキシ}エチル=メチル=カルボナート (別名トルピラレート)

5-クロロ-2-(3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホン) -1, 3-チアゾール (別名フルエンスルホン)

(E)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)メタノン=O-メチルオキシム (別名フルオキサストロビン)

中環審第920号
平成28年6月28日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年6月24日付け諮問第439号をもって環境大臣より、当審議会に対し
てなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
土壤農薬部会に付議する。